

千 医 健 第 33 号
令和 4 年 3 月 14 日

事業主 様

千葉県医業健康保険組合
理 事 長 柏 戸 正 英
(公 印 省 略)

健康保険料率決定通知書

当組合の令和4年度健康保険料率は、前年度と同様「1,000分の91」とし、健康保険料率の内訳(健康保険法第160条第14項及び第15項)は、下記のとおり変更となりました。

なお、改定後の健康保険料率は、令和4年3月分保険料(令和4年4月末日納付分)から適用となります。

ただし、法第3条第4項の規定による任意継続被保険者については、令和4年4月分保険料から適用となります。

記

●健康保険料率内訳

(変更前) 令和4年2月分保険料まで適用(3月末日納付分)

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)
事業主	26.030/1,000	18.820/1,000	0.650/1,000
被保険者	26.030/1,000	18.820/1,000	0.650/1,000
	52.060/1,000	37.640/1,000	1.300/1,000

(変更後) 令和4年3月分保険料から適用(4月末日納付分)

	(基本保険料率)	(特定保険料率)	(調整保険料率)
事業主	27.405/1,000	17.445/1,000	0.650/1,000
被保険者	27.405/1,000	17.445/1,000	0.650/1,000
	54.810/1,000	34.890/1,000	1.300/1,000

※ 合計保険料率は、前年度と同様の 91/1,000 となります。